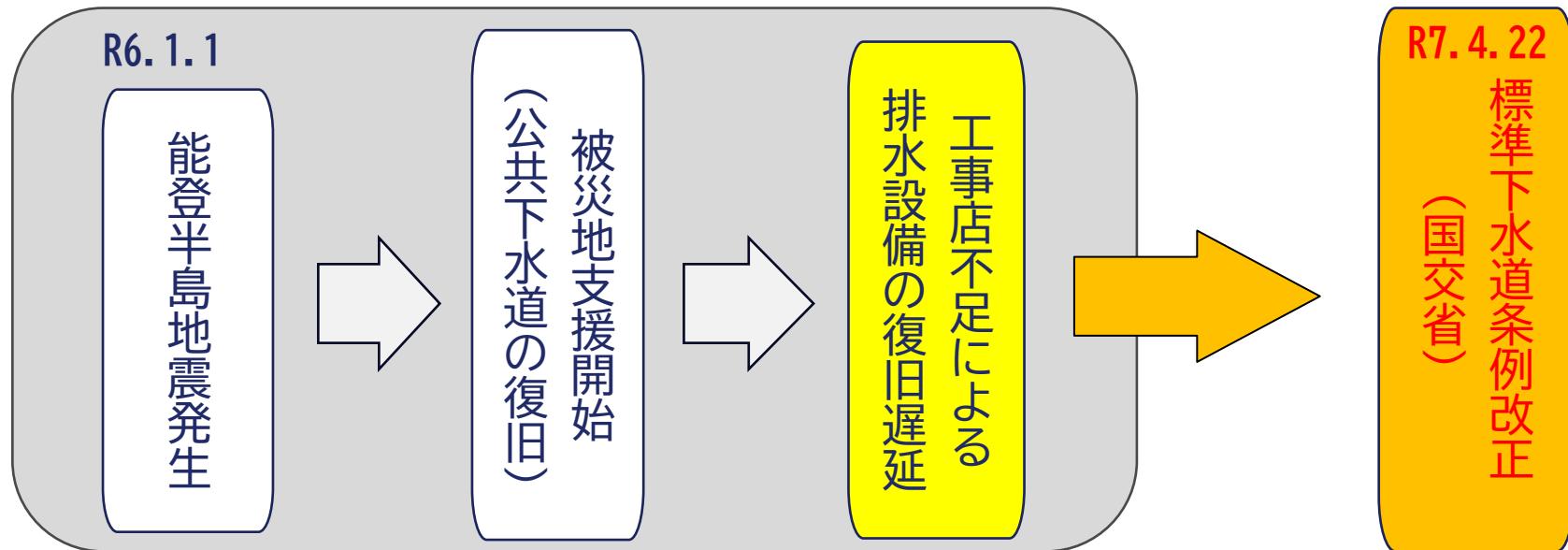


下水道河川・水道・交通委員会
令和7年12月12日
下水道河川局

市第53号議案 横浜市下水道条例の一部改正

1 経緯

令和6年1月の能登半島地震の際、多くの家屋等が被災したことにより、宅内排水設備工事を担う排水設備指定工事店が不足し、排水設備の復旧が大幅に遅れたことから、災害時における指定工事店確保に万全を期すため、令和7年4月に国土交通省が標準下水道条例を改正したことから、本市においても条例を改正するものです。



2 改正内容

本市における、災害その他非常の場合の排水設備工事について、市長が認めたときは、他の公共下水道管理者の指定等を受けた者に工事を行わせることとします。

また、その者が行う工事に伴う手続きについては、市の指定工事店と同じ義務を課すこととします。

◆災害その他非常時における排水設備工事イメージ

改 正 前

横浜市排水設備指定工事店
のみ施工可能

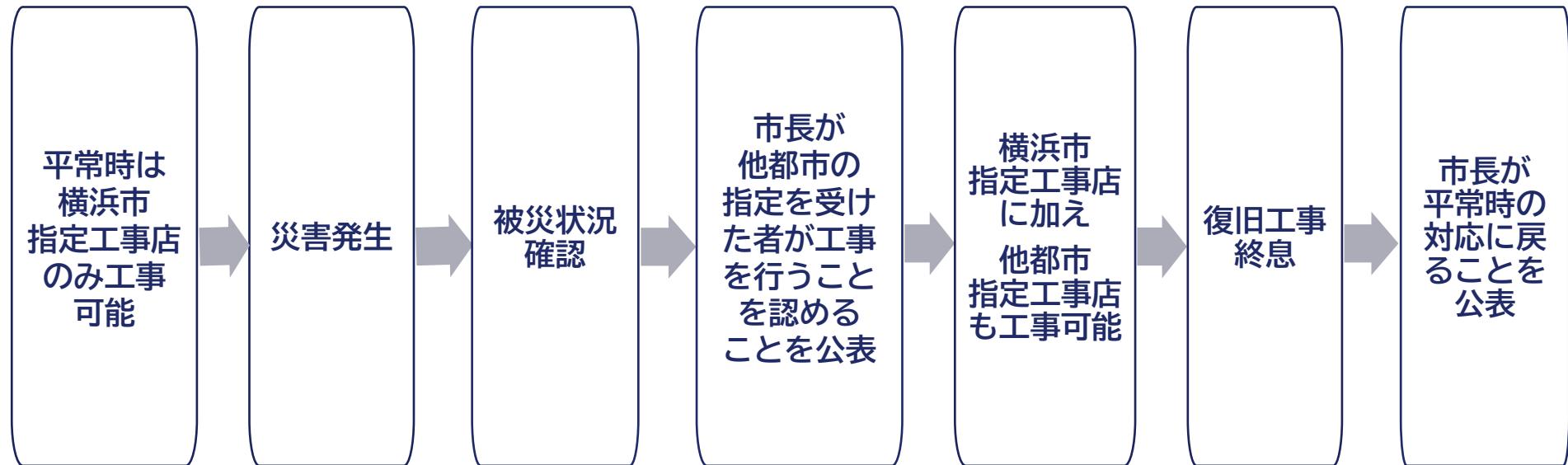


改 正 後

他都市が指定した排水設備指定
工事店も施工可能



3 災害その他非常時の対応フロー



4 施行予定日

公布の日

5 新旧対照表

現行	改正案
<p>(排水設備指定工事店)</p> <p>第38条 排水設備等の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。</p>	<p>(排水設備指定工事店)</p> <p>第38条 排水設備等の新設等の工事及び処理区域内におけるくみ取便所の水洗便所への改造工事は、市長の指定する者（以下「排水設備指定工事店」という。）でなければ行うことができない。ただし、災害その他非常の場合において、市長が市長以外の公共下水道管理者からこの項本文の指定に類する处分を受けた者（以下「その他指定事業者」という。）が、当該工事又は改造工事を行う必要があると認めるときに、その他指定事業者が行う当該工事又は改造工事については、この限りでない。</p>

5 新旧対照表

現行	改正案
<p>2 排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>2 排水設備指定工事店（前項ただし書に規定するときにおける排水設備指定工事店又はその他指定事業者。以下この項及び次項において同じ。）は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（同項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。</p>

5 新旧対照表



現行	改正案
<p>(第3項略)</p> <p>4 第1項の指定若しくはその更新を受けようとする者又は排水設備指定工事店証（規則で定めるところにより交付される同項の指定を受けたことを示す証明書をいう。）の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(第3項略)</p> <p>4 第1項本文の指定若しくはその更新を受けようとする者又は排水設備指定工事店証（規則で定めるところにより交付される同項本文の指定を受けたことを示す証明書をいう。）の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。</p>
<p>(第1号～第3号略)</p> <p>(第5項～第7項略)</p>	<p>(第1号～第3号略)</p> <p>(第5項～第7項略)</p>

5 新旧対照表

現行	改正案
<p>第42条 排水設備指定工事店以外の者で、排水設備の新設等の工事及び処理区域内における水洗便所の改造工事を行ったものは、200,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第42条 排水設備指定工事店以外の者で、排水設備の新設等の工事又は処理区域内における水洗便所の改造工事を行ったもの（第38条第1項ただし書に規定するときにおいて当該工事又は改造工事を行ったその他指定事業者を除く。）は、200,000円以下の罰金に処する。</p>